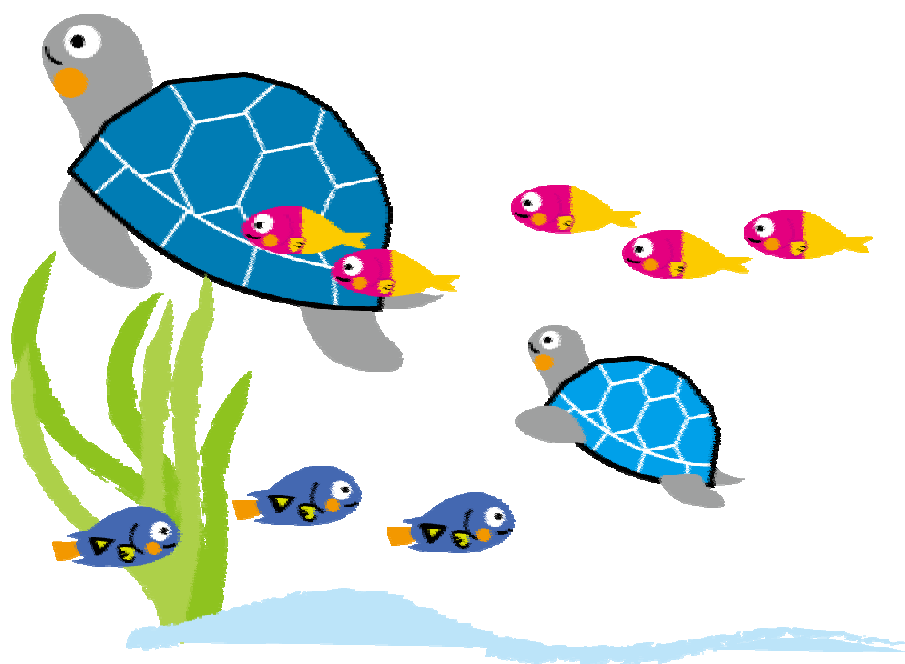


にいかわ信金がよくわかる
ミニレポート 2010
NIIKAWA SHINKIN MINI REPORT 2010
2009.4.1 ▶ 2010.3.31



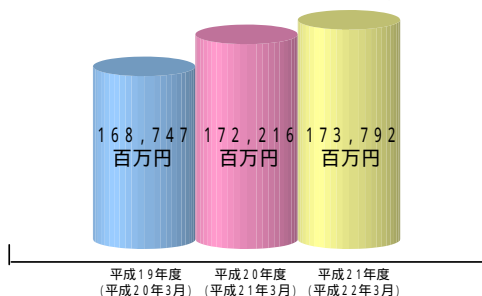
平素は **にいかわ信用金庫** をご利用いただき誠にありがとうございます。
 本ミニレポートは、平成21年度の事業概況をご報告し、
 皆様に弊金庫についてのご理解を一層深めていただくために作成いたしました。
 にいかわ信用金庫は、今後とも皆さまに安心してお取引いただけるよう努めてまいります。
 より一層のご支援を賜りますよう、役職員一同、心よりお願い申し上げます。

預金・貸出金の状況

すべての計表において、単位未満を切り捨てて表示しております。

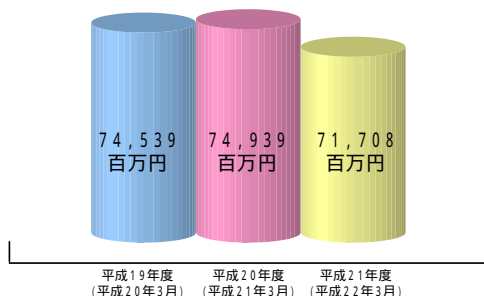
預金積金

給与・年金振込み口座のご指定や傷害保険付定期積金の販売により預金積金残高は、前期末に比べ15億円増加しました。



貸出金

緊急保証制度に基づく事業資金融資に積極的に取り組みましたが、資金需要が低調に推移したことから、貸出金残高は前期末に比べ32億円減少しました。



損益の状況

コア業務純益は金融市場の回復により、有価証券関係損益が改善したことや、確定給付企業年金の運用利回りの上昇から、人件費が減少したなどの要因により、前期比3億15百万円増加の4億39百万円となりました。

経常利益は、積極的に不良債権処理を行った結果83百万円となり、当期純利益は1億50百万円となりました。

科目	平成20年度	平成21年度	前年同期比	(単位:百万円) 平成22年度 予想
経常収益	3,090	3,312	222	2,842
コア業務純益	124	439	315	303
経常利益	2,240	83	2,324	95
当期純利益	2,550	150	2,700	90

業績見通しに関する記述は、当金庫が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績は、さまざまな要素により異なる結果となる可能性があることをご承知ください。

自己資本の状況

自己資本比率は金融機関の「健全性や安全性」を示す重要な指標です。にいかわ信金の自己資本比率は前期末に比べ0.57ポイント上昇の8.98%となりました。これは、国内業務を行う金融機関の基準である4%を大きく上回っており、経営の安全性や健全性が高い事を示しています。

自己資本
比率

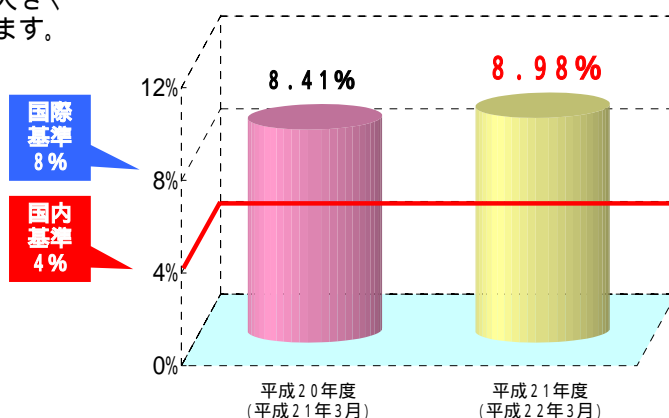
8.98%

自己資本比率の算出方法

自己資本額 60億99百万円

× 100

リスク・アセット等 678億98百万円



不良債権の状況

金融再生法ベースの不良債権額は、前期末に比べ2億32百万円減少の35億30百万円となり、不良債権比率は前期末と比べ0.1ポイント減少し、4.87%となりました。

なお、不良債権に対する保全率は94.97%となっており、依然として高い水準を維持しております。

不良債権
比率

4.87%

不良債権比率の算出方法

$$\frac{\text{不良債権 } 35\text{億}30\text{百万円}}{\text{総与信残高 } 724\text{億}18\text{百万円}} \times 100$$

不良債権 35億30百万円

総与信残高 724億18百万円

不良債権は、その大半を担保・保証、貸倒引当金により保全されています。

金融再生法ベースの開示債権とその保全状況

(単位:百万円)

	平成20年度	平成21年度	前年同期比
不良債権 a	3,762	3,530	232
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,869	1,933	64
危険債権	1,893	1,596	296
要管理債権	-	-	-
正常債権	71,845	68,888	2,957
総与信残高	75,608	72,418	3,189

	平成20年度	平成21年度	前年同期比
保全額 b	3,564	3,352	212
貸倒引当金	1,343	1,211	132
担保・保証	2,221	2,141	79

保全率 b / a	平成20年度	平成21年度	前年同期比
	94.73%	94.97%	0.24%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

時価のある有価証券の状況

時価のある有価証券の評価は、昨年度の世界規模の金融危機が沈静化し、市況が好転したことなどから大幅に改善しました。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成20年度			平成21年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	103	68	34	400	317	83
	債券	2,836	2,824	11	18,106	17,922	184
	国債	152	151	1	2,705	2,677	28
	地方債	311	311	0	1,074	1,067	7
	社債	2,371	2,361	9	14,326	14,178	148
	その他	415	412	3	1,342	1,137	204
	小 計	3,355	3,305	49	19,849	19,377	472
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	580	651	71	229	260	30
	債券	13,125	13,356	230	7,282	7,302	20
	国債	1,035	1,074	39	4,958	4,972	13
	地方債	751	760	9	-	-	-
	社債	11,338	11,520	182	2,324	2,330	6
	その他	3,174	3,640	466	2,181	2,446	264
	小 計	16,879	17,648	768	9,693	10,009	315
	合 計	20,201	20,920	718	29,543	29,386	157

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券、投資信託です。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成20年度			平成21年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,132	4,241	109	4,126	4,249	122
	地方債	4,627	4,689	62	3,750	3,843	92
	社債	11,843	12,040	196	12,327	12,590	263
	その他	39	42	2	839	852	13
	小 計	20,642	21,013	370	21,044	21,536	491
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	405	405	202	-	-	-
	社債	1,123	1,115	8	-	-	-
	その他	7,396	6,647	748	4,099	3,619	479
	小 計	8,925	8,167	757	4,099	3,619	479
	合 計	29,568	29,181	386	25,143	25,155	11

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

預金保険制度の概要

預金保険制度とは

預金保険制度とは、金融機関が預金保険料を預金保険機構に支払い、万が一、金融機関が破たんした場合に、一定額の預金等を保護するための保険制度です。

預金者が預金保険制度の対象金融機関に預金等をする時、預金者、金融機関及び預金保険機構の間で自動的に保険関係が成立します。このため、預金者は、預金保険の手続を行う必要はありません。

預金保険制度の対象となる金融機関

預金保険制度の対象となる金融機関は、日本国内に本店のある下枠の金融機関です(対象金融機関)。

銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行、**信用金庫**、信用組合
労働金庫、信金中央金庫、全国信用共同組合連合会、労働金庫連合会、商工組合中央金庫

預金保険制度の対象となる預金等

預金保険制度の対象となる預金等の範囲は、次のとおりです。

預金(当座預金、普通預金、別段預金、定期預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金)、
定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、
金融債(保護預かり専用商品に限ります)等

預金等の保護の範囲

万が一金融機関が破たんした場合に、預金保険で保護される預金などの額は以下のとおりです。

「当座預金」、「利息のつかない普通預金」など決済用預金(決済サービスを提供できる、預金者が払い戻しをいつでも請求できる、利息がつかないという三つの要件を満たしている預金)に該当するものは、全額保護されます。

利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)、金融債(保護預かり専用商品に限ります)などは、1金融機関ごとに合算して、1預金者当たり元本が1,000万円までと、その利息などが保護されます。

【保護の範囲】

	預金などの分類	保護の範囲
預金保険の対象預金等	決済用預金 当座預金・利息のつかない普通預金など	全額保護
	一般預金等 利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなどの貸付信託を含みます)・金融債(保護預かり専用商品に限ります)など	合算して元本1,000万円までとその利息などを保護 1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります。)

預金保険制度で保護されていない預金等の取扱い

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破たん金融機関の財産の状況に応じ、倒産手続きによって弁済金・配当金として支払われることとなるため、一部カットされることがあります。

詳しくは、預金保険機構のホームページなどで確認できます。

この街と生きていく



高山県魚津市双葉町6番5号 TEL.0765-24-1214(代) FAX.0765-24-6277
URL <http://www.shinkin.co.jp/niikawa>